

〈特別寄稿〉

出征兵士と地域社会

長井市史編集委員

青木慶一

(現在の長井市立西根小学校)から「二年生以上の四十四名が会葬のため正午に学校を出た」という記録(『勸進代学校百年記念誌』一九七八)があります。隣村の児童も会葬する盛大な葬儀で戦死者を弔っていたことがわかります。

一 はじめに

近代日本にとって、初の本格的な対外戦争である日清戦争からアジア太平洋戦争に至る半世紀は戦争の時代でした。この時代下において出征した兵士が、地域社会の中でどのように扱われ、どのように慰霊されていたのか長井市域の事例から考えてみたいと思います。

二 日清戦争期

日清戦争では戦死者はどのように扱われたのでしょうか。西根村草岡(現在の長井市草岡)の近衛歩兵梅津字仲は、戦闘で負傷した後、戦争終結後の明治二十八年(一八九五)五月、台湾で病死しました。梅津の葬儀については、隣村の勸進代学校

立され、西置賜郡では、翌年、「従軍者家族救護方実況取調」(『日清軍事一途』白鷹町教育委員会所蔵)が行われました。「救護を受けている家族の生計の実況」、「戦死者・病死者に対する弔祭慰問の状況」、「兵員・軍属(人夫等)・家族救護者の数と金額」などが調査項目に挙げられています。また、豊田村歌丸(現在の長井市歌丸)の若狭文蔵の戦死に対しては、大正期になってからも村費からの救援が続いていることが『豊田村役場文書』(二財)文教の杜ながい所蔵)に記録されています。戦死者(従軍中の病死を含む)は丁重に扱われ、遺族への救援などもきめ細かいものであったことがわかります。

明治三十年(一八九七)四月、松ヶ池公園に西置賜郡から出征した兵士たちの功績を永久に伝えるため「征清紀功碑」(高さ四・七メートル、幅二・五メートル)が建てられました。西置賜郡長の呼びかけに応じて、各町村が経費を分担したものと考えられています。碑の上部には、陸軍大将大山巖書による「義勇奉公」の文字が刻まれま

写真1 征露戦従軍者奉納額(長井市寺泉 五所神社所蔵)



した。

三 日露戦争期

日露戦争期の帰還者の例を見てみます。西根村寺泉(現在の長井市寺泉)の渋谷嘉蔵は、凱旋後、氏神である五所神社の拝殿正面東脇に桂の木を植樹し「献木」しました。さらに、渋谷ら三十四名連名で征露戦従軍者奉納額(写真1)を拝殿中央に掲げました。兵士と軍用人夫の区別はありません。奉納額には「国能光」と大書されています。日本国が光輝くことを願い、そのために力を尽くしたという自負がうかがえます。また、拝殿内には家族より奉納された絵馬(無事の帰還を祝う母子と誇らしく歩く兵士の姿を描いたもの)もあります。地域の人々にとって出征し、無事凱旋することはたいへん名誉なことであったことがうかがえます。

一方、戦死者が多くなる中、明治三十八年(一九〇五)二月、西置賜郡町村長会は「軍人戦病死者葬儀法」(『日露事件関係書類』白鷹町教育委員会所蔵)を作りました。町村役場職員を葬儀係に配置することや会葬者の範囲・弔慰料の額などが取り決められています。会葬者として近隣市町村長や小学校高等科の児童が含まれていますが、これは日清戦争期の対応を引き継いだものです。日露戦争終結の翌年、明治三十九年(一九〇六)十月五日、松ヶ池公園に青銅製砲身形の西置賜郡招魂碑が建立されました。建立後、毎年十月にな

ると招魂碑の前で西置賜郡招魂祭が行われることになりました。招魂祭は、その後の戦死者を合祀する場にもなり、神道形式の祭祀に続いて仏教の法要も営まれ、県立長井中学校・県立長井高等学校・長井青年訓練所の生徒らが参拝する場面も設けられました。

四 アジア太平洋戦争期

昭和六年(一九三一)の満州事変に始まるアジア太平洋戦争期の出征兵士や戦死者の数は、明治期の二つの戦争の比ではありません。満州事変から終戦までの西根村一カ村の陸軍戦死者は、慰霊碑に刻まれた者だけでも(表1)二〇三名にも上ります。

表1 西根村の陸軍戦死者数
(西根村慰霊碑より集計)

昭和6年～18年	87名	42.9%
昭和19年	40名	19.7%
昭和20年	76名	37.4%
計	203名	100%

戦争前期から中期にかけて帰還した出征兵士らは、地域の人々に「凱旋記念品」として盃などを配ることで、餞別に対するお礼としました。また、戦死者は共同墓地から独立した場所に大きな個人の慰霊碑が建てられました。

しかし、戦争後期になると、急激な戦死者の増加で、村も個々の

家族も対応が追い付かない状態になります。遺骨(多くは中身の無い木の箱)の返還式さえできない状況になり、残された家族は、慰霊のしようもなくなりました。この頃、三度目の召集を受けた兵士の回顧談に、「浴衣姿で、どこかに出かけるようにして家を出るようにと指示があった」(筆者叔父の話)とあります。このことから軍には、兵士の補充が窮迫していることを隠そうとする意図があったことがわかります。

昭和十八年(一九四三)、軍需用金属が窮迫する中、青銅製である西置賜郡招魂碑も金属回収の対象となります。日露戦争以来、地域社会における戦死者慰霊の中心に位置付けられ、出征兵士の抛り所となったであろう招魂碑も、七月十五日に招魂碑壮行式(写真2)なるものが執り行われ、

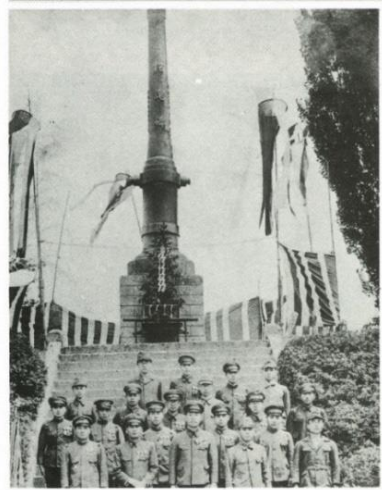


写真2 西置賜郡招魂碑壮行式

(『長井市史第三巻(近現代編)』(昭和五十七年一月発行)巻頭写真より 写真提供…長井市)

九月四日に秘密裏に撤去されました。また、豊田村の「現役入営兵名簿」(『長井市史』通史第三卷・近代編二〇二三-四八六ページ)を見ると、戦争末期の二年間の記載が乱雑になり集計ができない状態になっています。兵士を個人として丁重に扱うことのできない状況にあったことがうかがえます。

五 戦死者遺族の戦後

戦後、西根村長から県民生部世話課長に出された次のような「臨時遺骨交付願書(控)」(個人所蔵)が残されています。

臨時遺骨交付願書

本籍地 山形県西置賜郡西根村(略)

遺族名 父 ○○○○

戦没者 ○○○○

公報発令 昭和二十四年二月二十日

(一世第五二号)

右遺族は長男、次男相次いで戦没され、久しい間、手助けもなく労働に無理が入り健康も優れず現保有耕作地の耕耘作業も容易でないので、長女に養子を迎えるべく準備も整いましたが、戦没者の葬儀未済の為、停顿し居る実情であり、農家経営から見ても誠にお気の毒に耐えず、左記家族状況と営農状況を御考察の上、今四月中に臨時遺骨交付(非公式なりとも)相成

りたくお願いいたします。

一 家族 父 ○○○○(六〇才)

母 ○○○○(五二才)

長女 ○○○○(十九才)

計 三名

一 家畜 なし

昭和二十四年四月十五日

西置賜郡西根村長 金子甚太郎 印

山形県民生部世話課長 殿

この願書から、戦争で二人の息子を失った農民が、残った娘に婿をとり養子として、家の存続をはかろうとしたものの、「戦没者の葬儀未済」のままでは事が進まず、「非公式なりとも」遺骨交付を願いたいという切羽詰まった様子がうかがえます。

この家の長男は、昭和十九年(一九四四)九月六日台湾東方沖での艦船沈没により戦死しました。次男は、この報を受けた後に出征となり、陸軍三十二連隊(山形)の田中隊(在満州)に在籍となりました。しかし、戦後シベリアに抑留され亡くなっています。昭和二十四年(一九四九)二月の公報で死亡が通知されますが、実際の死亡は、抑留された半年後の昭和二十一年(一九四六)一月でした。

戦死の確認手段がない状態で、残された家族の不安や悲しみは尋常ではなかったでしょう。「臨時遺骨交付願書」の申請後、遺骨の交付が済んで

から営まれた次男の葬儀には、村長から弔詞が届けられました。

六 おわりに

まもなく終戦から八十年になります。今の日本において平時なら特殊な例を除いて、死者の遺骨は家族のもとに帰り慰霊されます。日清戦争以降の戦死者の遺骨は、どの程度遺族の元に帰ったのでしょうか。

抑留死を含む戦死者数の記録は、ある程度正確に残されています。しかし、遺骨帰還の状況はほとんどわからないのが実態です。今尚、深海底やシベリアの凍土、戦場になった地や洞窟に多くの遺骨が残されたままです。

「国の光」をめざして突き進んできた日本の対外戦争が、激しさを増し敗戦色が濃厚になる中、出征兵士への扱いも次第にぞんざいなものになっていきました。そのことは、「国の光」があくまでも「国家」の光であり、「国民」の光ではなかったことにつながっています。そもそも「戦争」が「国民」に光をもたらすものになれるのかが問われるところです。

「明るい希望」であった対外への勢力拡大が、「悲劇の連続」に変化していった様子について、今後も地域の「一例」を一つでも多く紹介し、戦争の本質を知る掘り起こしを続けていければと思います。

古代東山道の水駅「野後駅」を追い求めて

山形考古学会 会長

阿部明彦



写真1 駒籠楯跡（推定 野後駅）の遠景（南から）

北東から最上川に注ぐ野尻川と北西に流路をとる最上川の合流点右岸側

（大石田町教育委員会所蔵）

一 はじめに

古代の水駅とは、奈良時代から平安時代にかけて、当時の交通制度（駅伝制）で、陸路とは違い水路に配置された駅のこと、駅施設には役人や水夫がおり、船が配備してありました。主に地方と都の連絡路・物資運搬路として機能していたと思われませんが、詳しいことはわかっていません。

ここで紹介する駒籠楯跡は、早くから古代の水駅「野後駅」擬定地として注目されてきた経緯があります。そうした中、大石田町教育委員会では、平成九年（一九九七）から平成十年（一九九八）にかけて当該地域を含む一帯について町内遺跡分布調査を実施し、その内容確認のための試掘調査を行いました。本調査を仮に大石田町教育委員会第一次調査・第二次調査と呼びます。その結果、駒籠楯跡内の主として「土井ノ前」地区を中心に古代の遺構や遺物の分布が確認され、その年代が古代の駅家にも関わる奈良・平安時代まで遡ることが明らかにされました。

平成十九年（二〇〇七）に山形県は世界遺産暫定リスト候補として「最上川の文化的景観」を文化庁に提出しましたが、その関連資産として『延喜式』の東山道に含まれる「水道駅路」の存在が重要視され、特に「野後駅」擬定地とされる駒籠楯跡が大きく取り上げられました。

そのため、県教育委員会では、この駒籠楯跡が本当に「野後駅」であるか否かを確かめるべく、平成十九年八月から発掘調査が実施されること

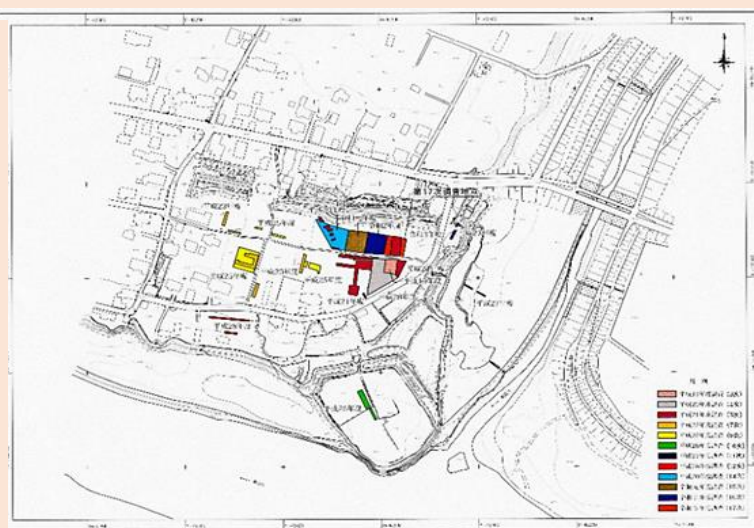


図1 「駒籠楯跡地形図及び調査区位置図」
（着色の部分…調査区域）
（大石田町教育委員会所蔵）

になりました。県教育委員会による調査は第二次～第八次調査と続き、その後引き継いだ大石田町教育委員会により第九次～第十七次にわたり発掘調査が重ねられ、令和三年度が最終となりました。

その間、県教育委員会による第三次から第八次



写真2 駒籠楯跡の遺構検出状況（大石田町教育委員会所蔵）

発掘調査までの報告書、大石田町教育委員会による第九次～第十三次発掘調査についての報告書、第十四次～第十七次発掘調査についての報告書がそれぞれ刊行され、令和三年度までの調査成果が収録されています。詳細については大石田町教育委員会『駒籠楯跡発掘調査報告書』第十二集や第十三集をご参照ください。

二 発見された遺構と遺物

発見された遺構は、駅館や厩舎など駅家施設と思われる竪穴建物・掘立柱建物・区画施設（材木塀跡）・土壙などです。これらは駅家の構造を理解する上で必要不可欠な要素です。発掘調査を進める中で大きく分けてⅠ期からⅢ期の建物跡などの遺構群を把握することができました。

Ⅰ期（八世紀中～後葉）は、布掘りを伴って駅館域を百メートル以上にわたって区画する材木塀列や一辺が十メートル近い大型竪穴建物跡を特徴とする遺構群。Ⅱ期（九世紀前～中葉）は、

桁行が七間を超え四面に廂を持つ駅館と考えられる大型掘立柱建物跡（S B 5 a）と、これに付属する厩舎と考えられる一間×五間規模等の掘立柱建物跡、中・小規模の竪穴建物跡を特徴とする遺構群。Ⅲ期（九世紀中～後葉）は、Ⅱ期の掘立柱建物配置を引き継ぎ、規模的に縮小化傾向を見せる掘立柱建物跡です。これら遺構群の変遷を大まかながらⅠ期からⅢ期までの様相として捉えることができたことは大きな成果として特筆されます。

一方、出土した遺物の時期区分では、Ⅰ期は八世紀中～後葉、Ⅱ a 期は九世紀前葉、Ⅱ b 期は九世紀中葉、Ⅲ期は九世紀後葉が主体と判別でき、十世紀まで下る遺物は、この調査では発見できませんでした。

三 成果と課題

駒籠楯跡の発掘調査によって明らかになった成果と課題についてまとめると、約四半世紀に及ぶ調査によって「野後駅」としての輪郭がようやく明らかとなりましたが、墨書土器や木簡（文字資料）などによる決定的証拠は得られていません。しかし、大型掘立柱建物跡や一間×五間といった普通は見られない多くの長舎建物跡などの遺構の構成が明らかになったことで、古代「駅家」としての可能性は現実的に高まっていると断言できます。

すなわち、桁行七間で廂を持つ大型の掘立柱建



図2 「駒籠楯跡検出の遺構配置図 (I期~III期)」 (大石田町教育委員会所蔵)

物は駅家の中心となる「駅館」で、五間の長舎建物はおそらく「厩舎」と理解していいでしょう。これら遺構の構築時期については「その初源は八世紀中葉に遡り、終焉は九世紀末ないし十世紀初頭頃」との見通しを得られたことは前述の通りです。また、調査区一帯では十世紀前葉に降灰したとされる「十和田a」火山灰が亀裂浸透で目層上位に、僅かに見られる程度でした。

こうしたことから、確証はないものの、十世紀前葉頃には遺跡内での営為は終わり、駅家としての機能も大方は失われていたと推測しました。

最後に、遺跡の立地する尾花沢盆地内には、ここで主題とした「野後駅」以外にも、文献上からその前身と考えられる「玉野駅・「大室駅」・「大室塞」などの存在が知られており、これらと駒籠楯跡との関わりがどうであったのかも大きな関心事です。もし駒籠楯跡が「野後駅」だとすれば、その成立はこれまでの調

査成果による遺構群の在り方からⅡb期(九世紀中葉)であることは明らかです。では、それ以前のⅠ期〜Ⅱa期はどう理解すればいいのか。駅家構造としての全体像(区画施設・駅路・駅戸集落他)はどうかとなっているのか等々、これから先、解明しなければならぬ課題は山積の状況です。

参考文献

- (一) 新野直吉一九六三「令制水駅の実地研究」『日本歴史』第一八四号
- (二) 新野直吉一九八二「山道と水道」『山形県史』通史篇 第一巻
- (三) 山形県教育委員会二〇一〇『山形県埋蔵文化財調査報告書』第二二三集
- (四) 大石田町教育委員会二〇一八『駒籠楯跡発掘調査報告書』第十二集
- (五) 大石田町教育委員会二〇二三『駒籠楯跡発掘調査報告書』第十三集

《資料紹介 県史資料室所蔵》

『山形縣地名録』 山形県郷土研究会

一 はじめに

戦前に山形県郷土研究会が編集し刊行した『山形縣地名録』については、ご存知の方も多いでしょう。山形県では県史の編纂当初から歴史的な地名や出来事の所在地などを特定する際に、必要な文献として長く利用されてきました。同様に市町村史の編纂事業においても様々な場面で活用されるが多かったことと思います。

前号の『県史だより第22号』では、山形県郷土研究会による『郷土研究叢書』をとりあげ、叢書全十三冊中の一冊として名称のみを紹介しました。ここでは『山形縣地名録』初版本の発刊の経緯についてお伝えします。

二 二人の巻頭文

本書の編集計画が立てられ作業が始まったのは、山形県郷土研究会の創設まもない昭和三年（一九二八）五月頃のことです。これは、研究会の事業として、県下全町村の小字名を調べ、整理してわかりやすく冊子にすれば、地名の研究ばかりでなく、新たな遺跡の発見にもつながるであろう



写真1 『山形縣地名録』

左：初版本 中：山形県郷土資料復刊協会 復刻本
右：国書刊行会 復刻本 (県史資料室所蔵)

うという三浦新七会長の発案によるもので、常務幹事であった和田兼三郎氏が中心になって事業を進めることとなりました。

巻頭にある三浦新七会長と元山形県師範学校長和田兼三郎氏の記述から、刊行に至るまでの経緯をうかがうことができます。以下、その部分を紹介します。

序

百里の路を往くもの九十里を半ばとす。和田校長以来の計画であった「山形縣地名録」の編纂事業も、十年の星霜を経過し、其間關係會員の献身的努力に係らず、其行程未だ九十里にも及ばずして茲に暫定的稿本として配付する様になつた事は如何に此仕事が賽の河原の石積

みに類するかを想はしめる。

(中略)

山形縣郷土研究會長 三浦新七

序

三浦會長謂へらく、縣下全町村の小字名を探り適當に之を配列し一目瞭然たらしめば地名の研究に便なるべく、又史上隠滅せる遺跡をも發見することあらんかと、幹事五十嵐清藏之を賛し議熟す。乃ち常務幹事たる予に命じ地名カードを作製せしむ。

昭和三年五月予は其管せる山形縣師範學校の専攻科生徒數名に託し、主として縣内各稅務署に就き其の收藏せる土地臺帳を基礎とし、一カード毎に一小字名を書し、一々其の所在を明記し之に讀假名を附し更に全國に於ける同一の地名を抜き來りて、其の所在地及び地名の由來(地名辭書等による)の主要を書き加へ、最後に是等を五十音順に配列し索引に使せんとせり。

(中略)

斯くて着々進行中、翌年三月前記専攻科生徒は卒業して學窓を去り而して小字名の多き或山村の如きは三四千の多きを算し、作製に従事する約一年にして僅かに略全カードを作り出だしたに過ぎざりき。然も其の讀み方は一向知らるべくもあらず、よつて次には全カードを分類して縣下の小學校に送附し、讀假名を附せら

れることを請へり。之を受けたる小學校に於ても山間部に於ける地名の如きは、如何に之を讀むべきかにつきては更に知る所なく、村内有志或は所有者に問合せて記入することとて、徒に多くの年月を經過するのみにて更に進捗せず、中には永き月日の間に原本たるカードを失へるものすら出で、事成るの日豫知すべからず、苦心一方ならず。(中略) 五年三月予も亦福岡縣福岡師範學校に轉任し事業に携はるを得ざるに至れり。

其後同師範學校教諭長井政太郎氏其業を繼ぎ孜孜として經營せられたれば、前後十年の日子を費したる本書も終に漸く成れりと聞く。予が成さんと欲して成し得ざりし所のもの茲に一段落を告ぐ、予の喜びいふべからざるものあり。(中略)

和田兼三郎

三浦新七会長は、本書刊行時には山形を離れ、東京商科大学(現一橋大学)学長、同名誉教授の職につきましたが、引続き会長の任にありました。和田兼三郎氏は、昭和五年(一九三〇)に異動により福岡師範學校へと移ることとなり、事業は長井政太郎氏に引き継がれたことがわかります。紆余曲折した編集が完結し、発刊できたことを喜んでる様子がかがえます。

三 完成に至るまで

『山形縣地名録』の取りまとめと刊行の任を務



写真2 『山形縣地名録』
山形市の地名部分

めた長井政太郎氏の回想が、『山形県地域史研究』第三号に掲載されています。そこには和田兼三郎氏が福岡師範學校に転任することが決まった時、小字名を記した調査カードの整理を托されたが、未整理の町村も多くあったため、それらの町村の小学校長から税務署の土地台帳を元に小字名の読みがなを附してもらったことが記されています。さらに原稿作成は山形県師範學校の歴史専攻科学生が担当したことがわかります。

このようにして出来上がった『山形縣地名録』は、山形市から始まり、村山・最上・置賜・庄内の順で旧市町村ごとに字名の一覧が掲載され、目次からの総頁数は二九五ページに及んでいます。小字名の中には、今では使われなくなった地名も数多く残されており、昔の地名を調べる上で貴重な研究書となっています。

四 おわりに

この『山形縣地名録』は、二度にわたって復刻

版が出版されています。それは、『山形県地名録』山形県郷土資料復刊協会・昭和四十一年(一九六六)刊行と「山形県地名録」『山形郷土研究叢書第10巻』国書刊行会・昭和五十七年(一九八二)刊行の二冊です。

初版の後に、年数を置いて二度も復刻版が出されたことの背景には、県内の研究者から再版を要望する声が多かったことがあったようです。年月が経過しても本書の価値は変わらず、これからも山形県の歴史・地理をはじめ諸方面の研究において広く活用されることでしょう。

山形県

県史たより 第二十三号

令和五年十二月七日発行

編集・発行

山形県総務部

高等教育政策・学事文書課分室 県史資料室

〒九九一八五〇一

寒河江市大字西根字石川西三五五

村山総合支庁西村山地域振興局

電話 〇三三七七八三二二二五

FAX 〇三三七七八三二二二六